



第21回 文化庁 メディア芸術祭

21st JAPAN MEDIA ARTS FESTIVAL

募集要項

文化庁メディア芸術祭実行委員会

目次

文化庁メディア芸術祭について	2
募集概要	4
応募方法	6
応募規定特記/個人情報について	10
Q&A	11
開催要綱	13
参考資料	14
応募用紙	15

※本紙裏面 (p.15、16) は応募用紙としてご利用いただけます。

時代を映し出す新たな表現を募集しています。

文化庁メディア芸術祭は、アート、エンターテインメント、アニメーション、マンガの4部門において優れた作品を顕彰するとともに、受賞作品の鑑賞機会を提供するメディア芸術の総合フェスティバルです。21回目となる今年度も、世界中から作品を広く募集します。プロ、アマチュア、自主制作、商業作品を問わず、インタラクティブアート、映像、ウェブ、ゲーム、アニメーション、マンガをはじめとするメディア芸術の広範な表現による多彩な作品をお待ちしています。

高い芸術性と創造性を基準に選定された受賞作品は、2018年3月に発表する予定です。文化庁メディア芸術祭での受賞は、国内外のフェスティバルへの出展や創作活動の支援等、関連事業を通じた新たな活動にもつながります。

文化庁メディア芸術祭 — 作品募集から受賞発表まで

作品募集	2017年8月1日(火)～10月5日(木) 日本時間 18:00 必着
-------------	--

※作品の応募には、「応募申込」と「審査用資料の提出」が必要です。

1. 応募申込
 - ウェブサイトによる申込み
 - 応募用紙による申込み
2. 審査用資料の提出
 - ウェブサイトによる提出
 - 郵送による提出

審査	2017年10月～2018年3月
-----------	-------------------------

受賞発表	2018年3月
-------------	----------------

受賞作品展	2018年6月13日(水)～24日(日) 会場：国立新美術館（東京・六本木）
--------------	---

文化庁メディア芸術祭総合ウェブサイト	http://j-mediaarts.jp
文化庁メディア芸術祭[受賞作品展・コンテスト]ウェブサイト	http://festival.j-mediaarts.jp
Facebook	http://www.facebook.com/JapanMediaArtsFestival
Twitter	@JMediaArtsFes

文化庁メディア芸術祭の受賞から、活躍の場が広がっていきます。

文化庁メディア芸術祭では、新しい時代を切り拓く多彩な作品を募集しています。応募作品の中から選ばれた受賞作品は、メディア芸術の創造とその発展を図ることを目的とした文化庁の様々な事業を通じ、国内外で広く紹介されます。

文化庁メディア芸術祭での受賞



第19回文化庁メディア芸術祭 贈呈式の様子(平成27年度)

受賞作品展



第19回文化庁メディア芸術祭 受賞作品展の様子(平成27年度)

文化庁メディア芸術祭 関連事業



海外メディア芸術祭等参加事業(平成28年度)
「Landscapes: New vision through multiple windows」
ジャパン・クリエイティブ・センター(シンガポール)

海外展開 海外メディア芸術祭等参加事業

優れたメディア芸術作品を紹介するため、海外のメディア芸術関連のフェスティバル・施設において、文化庁メディア芸術祭受賞作品を中心に展示・上映・プレゼンテーション等を実施しています。



文化庁メディア芸術祭広島展「*Hiroshima* Media Arts」
(平成28年度)

国内展開 文化庁メディア芸術祭地方展

文化庁メディア芸術祭の受賞作品を中心に、メディアアート、映像、ゲーム、ウェブ、アニメーション、マンガ作品等を総合的に紹介する展覧会を開催しています。平成29年度は京都ほかでの開催を予定しています。



メディア芸術クリエイター育成支援事業(平成28年度)

創作活動支援 メディア芸術クリエイター育成支援事業

文化庁メディア芸術祭において受賞もしくは審査委員会推薦作品に選ばれた若手クリエイターを対象とし、新しい作品の企画を募り、制作費の支援や専門家によるアドバイスの提供等、創作活動を支援するとともに、海外の優れたクリエイターを招へいし国際交流を推進します。

平成 30 年度 [第 21 回] 文化庁メディア芸術祭 作品募集

募集部門

4 部門 (アート、エンターテインメント、アニメーション、マンガ)

※ プロ、アマチュアおよび自主制作作品、商業作品を問わず応募できます。

アート部門

インタラクティブアート、メディアインスタレーション、映像作品、映像インスタレーション、グラフィックアート(写真を含む)、ネットアート、メディアパフォーマンス等

エンターテインメント部門

ゲーム(テレビゲーム、オンラインゲーム等)、映像・音響作品(ミュージックビデオ、自主制作・広告映像等)、空間表現(特殊映像効果・演出、パフォーマンスを含む)、ガジェット(プロダクト、ツールを含む)、ウェブ(ウェブプロモーション、オープンソースプロジェクトを含む)、アプリケーション等

アニメーション部門

劇場アニメーション、短編アニメーション、テレビアニメーション、オリジナルビデオアニメーション(OVA)等

マンガ部門

単行本で発行されたマンガ、雑誌等に掲載されたマンガ(連載中の作品を含む)、コンピュータや携帯情報端末等で閲覧可能なマンガ、同人誌等の自主制作のマンガ等

募集期間

2017 年 8 月 1 日 (火) ~ 10 月 5 日 (木) 日本時間 18:00 必着

応募条件

応募する作品が下記に該当するかを必ず確認の上でご応募ください。

- 2016 年 9 月 10 日 (土) から 2017 年 10 月 5 日 (木) までの間に完成または、すでに完成してこの期間内に公開された作品。

※更新、リニューアルされた作品で上記期間中に完成、または発表された作品も応募可能です。

※応募する作品数に制限はありませんが、同一の作品を複数の部門に重複して応募することはできません。

- 応募者は作品の著作権を有することが必要です。

代理の方が応募する場合は、必ず著作権者に承諾を得てください。

※応募申込をもって、応募者および作者の同意を得られたものとします。

※応募規定特記 (p.10) を必ずお読みいただき、同意の上でご応募ください。

各賞

高い芸術性と創造性を基準として、部門ごとに大賞、優秀賞、新人賞を選定します。
また、審査委員会の推薦により、メディア芸術分野に貢献のあった方に対して、功労賞を贈呈します。

メディア芸術祭賞（文部科学大臣賞）

- 大賞：賞状、トロフィー、副賞 60 万円
- 優秀賞：賞状、トロフィー、副賞 30 万円
- 新人賞：賞状、トロフィー、副賞 20 万円
- 功労賞：賞状、トロフィー

このほか、優れた作品を審査委員会推薦作品として選定します。

平成 30 年度 [第 21 回] 文化庁メディア芸術祭 実行委員会（予定）

- 会長 宮田 亮平（文化庁長官）
- 運営委員 青木 保（国立新美術館長）、建畠 哲（多摩美術大学長）、古川 タク（アニメーション作家）
- 審査委員
 - アート部門**
阿部 一直（キュレーター／アートプロデューサー）
石田 尚志（画家／映像作家／多摩美術大学准教授）
中ザワ ヒデキ（美術家）
藤本 由紀夫（アーティスト）
森山 朋絵（東京都現代美術館学芸員）
 - アニメーション部門**
西久保 瑞穂（映像ディレクター）
森野 和馬（映像作家／CG アーティスト）
横田 正夫（医学博士／博士（心理学）／日本大学教授）
他
 - エンターテインメント部門**
遠藤 雅伸（ゲームクリエイター／東京工芸大学教授）
工藤 健志（青森県立美術館学芸員）
齋藤 精一（株式会社ライゾマティクス代表取締役／クリエイティブディレクター）
佐藤 直樹（アートディレクター／多摩美術大学教授）
中川 大地（評論家／編集者）
 - マンガ部門**
門倉 紫麻（マンガライター）
白井 弓子（マンガ家）
古永 真一（文学者／首都大学東京准教授）
松田 洋子（マンガ家）
みなもと 太郎（漫画家／マンガ研究者）
- 選考委員
 - アート部門**
金澤 韻（インディペンデント・キュレーター／
十和田市現代美術館学芸統括）
田所 淳（クリエイティブ・コーダー）
服部 浩之（インディペンデント・キュレーター／
秋田公立美術大学大学院准教授／アトラボあいちディレクター）
福原 志保（アーティスト／研究者／Google ATAP
テキスタイル開発兼クリエイティブイノベーション リード）
藤川 悠（茅ヶ崎市美術館学芸員）
水野 勝仁（甲南女子大学文学部メディア表現学科講師）
 - マンガ部門**
おぎの ひとし（マンガ家／東京工芸大学助教）
倉持 佳代子（京都精華大学国際マンガ研究センター研究員）
新美 ぬゑ（マンガ研究者）
西原 麻里（愛知学泉大学講師）
松田 尚正（マンガ家／京都造形芸術大学講師）
三浦 知志（マンガ研究者）

応募方法

作品の応募は、下記の手順で応募者アカウントを取得し、エントリーサイト (<https://entry.j-mediaarts.jp>) の応募者ホーム画面にログインして行います。(ひとつのアカウントから複数作品の応募が可能です。)

手順 1 応募申込 [応募者アカウント登録]

※本紙裏面 (p.15、16) の応募用紙をご利用の場合は、「応募用紙による申込と審査用資料の提出方法」(p.9) をご確認ください。

1. メールアドレスとパスワードを入力し、アカウント登録画面に進みます。
2. アカウント取得のために必要な内容を登録します。(応募担当者氏名、所属、住所、連絡先等)
3. 登録したメールアドレスにアカウント仮登録のメールが届きます。
メールに記載されているリンクから応募者ホーム画面にアクセスすると、アカウント登録が完了します。



手順 2 作者・作品情報の登録

1. エントリーサイトにてメールアドレスとパスワードを入力し、応募者ホーム画面にアクセスしてください。
2. 応募する部門を選択し、作者情報・作品情報を入力してください。
作者情報 … 作者名、英語名、生年月日、国籍、出身地、居住国 等
作品情報 … 作品名、フリガナ、英名、作品形態 (p.7 参照)、公開/制作年月日、
作品概要 (600 字以内) 等



手順 3 審査用資料の提出

1. 審査用資料 (p.7) を以下の A、B、C いずれかの方法で提出してください。
※映像作品の場合は、画質等を考慮して提出方法を選択してください。

A	B	C
任意のサーバー上に アップロードし、 URL を登録する ↓ p.8 - A	文化庁メディア芸術祭 応募専用サーバーに アップロードする ↓ p.8 - B	事務局に郵送する ↓ p.9 - C

2. 作品画像をアップロードしてください。
作品画像 … 代表的なイメージ 1 点 (長手 600px 以上の png、jpg ファイル / 5MB 以下)

■ 審査用資料一部門・作品形態別の提出物

部門や作品形態により、応募に必要な提出物や登録内容が異なります。下記より、該当する項目を必ず確認してください。
 なお、審査は全て登録内容（手順2）と提出物（手順3）にて実施します。
 下記に該当する作品形態がない場合は、事務局にご相談ください。（p.12）

全部門・作品形態共通提出物	
※日本語以外の言語を使用した作品については、翻訳・字幕用テキスト（日本語または英語）を必ず提出してください。 ※下記以外で、審査に必要な資料があれば、併せてご提出ください。	
部門・作品形態	提出物
アート部門	
インタラクティブアート	作品の記録映像（展示風景等を含む） ※30分以上の映像は、3分程度のダイジェスト版も提出
メディアインスタレーション	
メディアパフォーマンス	
映像インスタレーション	
映像作品	作品本編 ※30分以上の映像は、3分程度のダイジェスト版も提出
グラフィックアート（写真を含む）	作品のデータ （現物の郵送も受付可。ただし、原則として返却いたしません。）
ネットアート	URL ※作品の紹介映像があれば併せて提出
エンターテインメント部門	
ゲーム（テレビゲーム、オンラインゲーム等）	テレビゲームの場合：ゲーム（ROM）2部 オンラインゲームの場合：URL ※いずれの場合も作品の紹介映像やセーブデータがあれば併せて提出
映像・音響作品 （ミュージックビデオ、自主制作・広告映像等）	作品本編 ※30分以上の映像は、3分程度のダイジェスト版も提出
空間表現 （特殊映像効果・演出、パフォーマンスを含む）	作品の記録映像 ※30分以上の映像は、3分程度のダイジェスト版も提出
ガジェット（プロダクト、ツールを含む）	作品の紹介映像 （現物の郵送も受付可。ただし、原則として返却いたしません。）
ウェブ（ウェブプロモーション、 オープンソースプロジェクトを含む）	URL ※作品の紹介映像があれば併せて提出
アプリケーション	
アニメーション部門	
劇場アニメーション、 テレビアニメーション、 オリジナルビデオアニメーション（OVA）	作品本編 ※30分以上の映像は、3分程度のダイジェスト版も提出
短編アニメーション	
マンガ部門	
単行本で発行されたマンガ、雑誌等に 掲載されたマンガ（連載中の作品を含む）	最新話所収の発行物もしくは印刷物2部 （データも受付可。） ※ウェブサイト上に「試し読み」版等があれば、そのURLも併せて提出
同人誌等の自主制作のマンガ	
コンピュータや携帯情報端末等で 閲覧可能なマンガ	URL （データも受付可。）

応募規定特記

応募作品の著作権と作品取り扱いについて

- 応募者は応募作品の著作権を有することが必要です。
代理の方が応募する場合は、必ず著作権者に許諾を得てください。
- 作品中に使用される美術、映画、写真、映像、プログラムおよび音楽等については、必ず著作権者の許諾を得た上で応募してください。第三者からの権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、応募者が自らの責任で対処することとし、主催者は一切の責任を負いません。
- 作品の形態によって応募部門を変更する場合があります。
- 応募に伴う一切の費用は、応募者の負担となります。
- 提出された応募作品・資料は、原則として返却いたしません。
- 作品の送付に際して万一の損傷や紛失が生じた場合、主催者は一切の補償はいたしません。
- 審査の状況によっては追加資料の提出が必要となる場合があります。
- 応募作品の審査経過・結果についてのお問合せは、事務局ではお受けできません。
- 応募作品の著作権は応募者に帰属します。
- 審査過程の範囲に限り、応募された作品・資料について複製等の行為をさせていただくことがあります。
- 受賞作品および審査委員会推薦作品は、主催者による審査結果発表、受賞作品展、および第21回以降の文化庁メディア芸術祭の広報の範囲に限り、複製、上映、公衆送信（放送）、自動公衆送信（ウェブサイトの公開）、展示、翻訳等の行為を無償でさせていただくことがあります。
- 受賞作品展で展示・紹介される作品は、動画や写真等で記録をし、第21回以降の文化庁メディア芸術祭の広報およびその他関連事業において使用する場合があります。

個人情報について

文化庁メディア芸術祭実行委員会では、応募者の個人情報保護の考え方を以下の通り定め、これを遵守することにより、個人情報の漏洩、流用、改ざん等の防止に細心の注意を払います。

1. 個人情報の利用目的

応募者の個人情報は、以下の利用目的の範囲内でのみ利用させていただきます。

- (1) 審査結果の通知
- (2) 応募作品についての確認事項のご連絡
- (3) 文化庁メディア芸術祭関連事業のご出品等に関するご連絡
- (4) 文化庁メディア芸術祭の向上に役立てるための統計分析
- (5) 文化庁メディア芸術祭関連の展覧会や募集などに関するご案内
(希望されない場合は申し出により停止いたします。)
- (6) 文化庁メディア芸術祭入賞者のマスメディアおよびウェブサイトへの公表
(作品名、氏名、所属等。なお、その場合は公表内容を事前に本人に連絡の上、確認します。)

上記目的以外で必要が生じた場合は、ご本人の承諾を得た上で利用することとします。

2. 第三者への開示・提示

応募者の個人情報は、適切な方法で管理・保護に努めてまいります。

応募者の個人情報を、ご本人の同意なく第三者に開示・提供は致しません。ただし、文化庁メディア芸術祭開催、事務局運営の業務に必要な範囲内で業務委託先に開示することがあります。

また、人の生命、身体または財産の保護のために開示の必要があり、ご本人の同意を得ることが困難である場合、また法令により個人情報の開示が求められた場合はこの限りではありません。

3. 応募者の同意

応募者は上記「応募規定特記」の内容を確認してから、応募申込をしてください。

応募申込をもって、応募者および作者の同意を得られたものとします。

部門共通

 応募する際に、出品料はかかりますか？

応募は無料です。ただし、送料等の応募に伴う一切の費用は、応募者の負担となります。

 どの部門に応募しようか迷っています。どのように応募部門を決めればいいですか？

募集部門に記載の対象作品(p.4)、審査委員(p.5)を参考にご判断ください。応募する作品数に制限はありませんが、同一の作品を複数の部門に重複して応募することはできません。応募条件に満たない場合は、審査の対象外となる恐れがあります。各部門の対象作品と作品形態、応募条件を必ず確認の上でご応募ください。

 どの作品形態を指定するか迷っています。どのように決めればいいですか？

部門や作品形態により、応募に必要な提出物や登録内容が異なります(p.7 参照)ので、応募作品により近い項目を指定のうえ、ご応募ください。該当する作品形態がない場合は、事務局にご相談ください。

 応募条件(p.4)に「2016年9月10日(土)から2017年10月5日(木)」までの間に完成または、すでに完成してこの期間内に公開された作品」とありますが、それ以前に制作した作品は応募できないのでしょうか？

文化庁メディア芸術祭では、過去1年間に完成した作品、または、すでに完成して公開された作品を審査対象としています。過去に制作し、この期間(2016年9月10日から2017年10月5日)に更新、リニューアルによる新バージョンとして完成した作品、または公開した作品も応募可能です。未完成の作品、発表前の試作品はご応募いただけません。

 複数名で制作した作品は応募できますか？

応募できます。グループでの応募として、以下のいずれかの方法で作者名をご登録ください。

①個人名で登録する。(最大5名まで併記可能)

②グループ名で登録する。※必ず代表者の個人名を入れてください。例：『作品名』制作チーム(代表：個人名)

 高画質の映像作品に応募したいです。どのように提出すれば良いのでしょうか？

作品の審査は、登録された作品情報と作品画像、提出された審査用資料で行います。そのため、作品自体をデータで送付する際には、映像の解像度に十分ご留意の上、提出方法を選択してください。文化庁メディア芸術祭応募専用サーバーにアップロードする場合は、容量制限がありますので、ご注意ください。

 3D映像の作品は応募できますか？

応募できます。映像を収録したBD等のメディアを2部郵送してください。その場合、審査の状況によっては追加資料の提出が必要となる場合があります。なお、送付いただいた審査用資料は原則として返却はいたしませんので、ご注意ください。

 VR作品は応募できますか？

応募できます。審査のため実機をお借りする場合がございます。事務局までメールにてご相談ください。

 映像作品やアニメーション作品に応募する場合、本編に併せてダイジェスト版の提出も必要でしょうか？

30分以上の映像は、3分程度のダイジェスト版も提出してください。本編とダイジェスト版が収録されたメディアを2部お送りください。本編とダイジェスト版の収録メディアを分ける必要はありません。

 作品中に楽曲を使用しているのですが、一般社団法人日本音楽著作権協会(以下JASRAC)への利用申込は必要でしょうか？

利用する音楽がJASRAC管理曲の場合には、著作権についてJASRACへの利用申込が必要ですので、応募者が手続きしてください。JASRACの管理曲か否かについては、JASRAC公式サイト作品検索サービス等をご利用ください。

登録した作品情報に誤りがありました。どうすれば変更できますか？

登録後 24 時間以内であれば登録済みアカウントでエントリーサイトにログインし、ご自身で修正が可能です。(ただし、2017 年 10 月 5 日(木) 日本時間 18 時以降は修正できません。)

24 時間以上経過した場合は、分量に応じて下記の方法を選択してください。

- ・修正が少ない場合： 修正内容を文化庁メディア芸術祭事務局 (jmaf@cgarts.or.jp) までメールでお知らせください。
- ・修正が多い場合： 再登録をお願いします。その場合は、既に登録した情報を削除する必要がありますので、その旨を文化庁メディア芸術祭事務局へメールでお知らせください。

アート部門

写真、グラフィックなどの連作・シリーズはどのように応募すればよいですか？

個別に応募することもできますが、連作・シリーズでの応募を推奨しています。連作・シリーズで応募する場合は、ひとつの作品名(タイトル)のもと、複数の作品データを PDF や zip 形式にまとめて送付してください。その際、それぞれの作品に個別のタイトルがある場合は、別途文書にてご提出ください。

上演時間 90 分のメディアパフォーマンス作品に応募するため、上演の記録映像を送付します。本編にくわえて、ダイジェストとして編集した映像を提出する必要がありますか？

30 分以上の映像のため、3 分程度のダイジェスト版の提出が必要です。

エンターテインメント部門

有料のオンラインゲームやアプリケーション(アプリ)に応募したいと思っています。体験には費用がかかりますが、どのように応募すればよいでしょうか？

ゲームやアプリケーションのプリペイドカードを 2 枚お送りください。または、試遊するための ID やパスワード、必要な手順等があれば詳細をお知らせください。

一般公開されていないスマートフォンアプリは応募できますか？

応募可能ですが、審査専用の実機をお借りする場合がございます。事務局までメールにてご相談ください。

マンガ部門

連載中のマンガ作品、継続中のプロジェクトは応募できますか？

応募できます。連載中・継続中の作品は、提出された審査用資料に基づき、審査を行います。応募条件に記載された期間以降(2017 年 10 月 5 日以降)も連載・継続している場合は、次年度の文化庁メディア芸術祭にも応募可能です。

雑誌自体をひとつの作品として応募することはできますか？

応募できません。複数の作品が掲載されている雑誌等の場合は個別の作品を指定してご応募ください。

作品集の中に自分の制作した作品が含まれています。自分の作品だけを指定して応募することはできますか？

応募できます。作品名を指定してご応募ください。

有料アプリケーション(アプリ)に掲載しているマンガ作品に応募することはできますか？

応募できます。閲覧するための ID やパスワード、必要な手順等があれば詳細をお知らせください。または、作品を PDF 等のデータに変換してご提出ください。

応募に関する問合せ先

文化庁メディア芸術祭事務局 [CG-ARTS 内]

Email : jmaf@cgarts.or.jp

Tel : 03-3535-3501 (受付時間 : 平日 10 時~18 時)

発行：文化庁メディア芸術祭実行委員会

文化庁メディア芸術祭 開催要綱

文化庁長官裁定 平成 9年 6月 17日
一部改正 平成 11年 7月 16日
一部改正 平成 13年 1月 6日
一部改正 平成 13年 12月 13日
一部改正 平成 15年 6月 26日
一部改正 平成 25年 6月 10日

1. 趣 旨 メディア芸術祭は、優れたメディア芸術作品を顕彰するとともに、これを鑑賞する機会を提供することにより、メディア芸術の創造とその発展を図り、もって我が国文化の向上と振興に資する。
2. 開 催 地 東京都とする。
なお、文化庁が特に必要と認める場合は、その他の道府県において開催できるものとする。
3. 開 催 期 間 原則として10日間程度とする。
4. 実 施 期 間 (1) メディア芸術祭を実施するため、毎年度、文化庁において文化庁メディア芸術祭実行委員会（以下「委員会」という）を組織する。
(2) 委員会は、会長、運営委員及び審査委員をもって組織する。また、会長が必要と認めた場合は、審査委員会による審査を円滑に行うため、第6項第3号の各部門に選考委員を置くことができる。
(3) 会長は、文化庁長官をもってあて、委員会を代表する。
(4) 運営委員、審査委員及び選考委員は、各界の学識経験者等の関係者のうちから、文化庁長官が委嘱する。
(5) 運営委員長は、運営委員の中から、会長が指名する者をあて、委員会の事務を統轄する。
(6) 運営委員長に事故があるとき又は運営委員長が欠けたときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。
(7) 運営委員は、メディア芸術祭の実施に関し、総合調整及び企画を行う。
(8) 審査委員は、第6項第3号の各部門に所属して審査委員会を組織し、審査を行う。
(9) 選考委員は、各部門の審査委員会による審査の前に選考を行う。
(10) 各部門の審査委員会に、審査委員の互選により主査を置く。主査は、当該部門の審査事務を整理する。
(11) 主査に事故があるとき又は主査が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
5. 顧 問 (1) 委員会に顧問を置くことができる。
(2) 顧問は、文化庁長官が委嘱する。
(3) 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じ、意見を述べる。
6. 実 施 方 法 (1) メディア芸術祭の事業は、主催事業及び協賛事業とする。
(2) 主催事業とは、委員会が企画して行うメディア芸術祭賞の贈賞、受賞作品の展示、シンポジウム等の事業をいう。主催事業については、文化庁はその事業経費の全部又は一部を負担する。
(3) メディア芸術祭賞の部門は次のとおりとする。
 - ① アート部門
 - ② エンターテインメント部門
 - ③ アニメーション部門
 - ④ マンガ部門
(4) 審査委員会は、メディア芸術祭賞の応募作品について審査を行い、その結果を委員会に諮る。審査に際しては、次のことに留意する。
 - ① 独創性に富み、企画、内容及び技法が総合的に優れていること。
 - ② 鑑賞者に健全な感動を与えるものであること。
 - ③ 政治的または宗教的宣伝意図が顕著でないこと。なお、応募に関する規程は、委員会が別に定める。
(5) 協賛事業とは、メディア芸術祭の趣旨に賛同し、文化関係団体等が実施する事業のうち、運営委員長が承認したものをいう。
(6) メディア芸術祭に関する事務は、文化庁文化芸術文化課で処理する。
7. 受 賞 文部科学大臣は、委員会の意見に基づき、メディア芸術祭賞の応募作品のうちから優秀なものに対し、メディア芸術祭賞を贈賞する。なお、受賞者は、芸術活動を通じて社会に貢献し、国民の模範となり得るものであることとする。

参考) 昨年度 [第 20 回] 文化庁メディア芸術祭 応募概況

応募作品総数

4,034

アート部門	2,204
インタラクティブアート	202
メディアインスタレーション	256
映像作品	660
映像インスタレーション	207
グラフィックアート	701
ネットアート	83
メディアパフォーマンス	95

エンターテインメント部門	568
ゲーム	81
映像・音響作品	255
空間表現	79
ガジェット	68
ウェブ	53
アプリケーション	32

アニメーション部門	628
劇場アニメーション テレビアニメーション オリジナルビデオアニメーション	69
短編アニメーション	559

マンガ部門	634
単行本で発行されたマンガ 雑誌等に掲載されたマンガ	521
コンピュータや携帯情報端末等で 閲覧可能なマンガ	53
同人誌等を含む自主制作のマンガ	60

海外からの応募：2,249 作品 / 87 ヶ国・地域

アイルランド、アゼルバイジャン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、イスラエル、イタリア、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ガーナ、カザフスタン、カナダ、韓国、カンボジア、キプロス、ギリシャ、グアテマラ、ジョージア、グアドループ、クロアチア、ケニア、コートジボワール、コソボ、コロンビア、サウジアラビア、シリア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スーダン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、中国、チェコ、チュニジア、チリ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、トルコ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、パレスチナ自治政府、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、米国、ベトナム、ベネズエラ、ベラルーシ、ペルー、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、香港、マケドニア、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、レバノン、ロシア（五十音順）

受賞・選定作品数：合計 159 作品 ※この他、功労賞 4 名

	大賞	優秀賞	新人賞	審査委員会推薦作品
アート部門	1	4	3	42
エンターテインメント部門	1	4	3	25
アニメーション部門	1	4	3	31
マンガ部門	1	4	3	29
合計	4	16	12	127

文化庁メディア芸術祭歴代受賞作品ウェブサイト <http://archive.j-mediaarts.jp>

● 応募申込はウェブサイトでも受付けています。http://festival.j-mediaarts.jp

本用紙を利用する場合は、p.6～9の応募方法をご確認の上、必要情報を記載して切り取り、作品画像1点(長手600px以上のpng、jpgファイル/5MB以下)を収録したメディア(DVD、BDまたはCD-ROM)と審査用資料(p.7、9参照)とともにp.9記載の送付先に郵送してください。
本用紙は日本国外からの応募には使用できません。

※審査の状況によっては追加資料の提出が必要となる場合があります。
※本応募用紙の提出をもって、応募者本人および記載された作者の同意を得られたものとします。

● 該当する□にチェックを入れてください。 記入日：2017年 月 日

応募者について

応募区分 個人・グループ 企業・団体・学校

応募担当者

フリガナ
氏名
会社名/団体名

連絡先 自宅 勤務先・所属先

〒 住所	
E-mail	Tel
携帯電話	Fax

作品について

応募部門 アート エンターテインメント アニメーション マンガ

作品形態 ※本要項p.7に記載されている作品形態からひとつを選択して記載してください。例) インタラクティブアート、映像作品 等
※本要項p.7に記載されている作品形態と異なる場合は自由に記載してください。

--

作品名

フリガナ
名称
※タイトルが日本語の場合のみ記載してください。英語タイトルが無い場合はローマ字を記載してください。 英名(英語タイトル)

発表/制作年月日 ※作品の完成もしくは公開した日付を記載してください。 201 年 月 日

初出・掲載情報等 ※マンガ部門のみ、作品の初出・掲載情報(掲載雑誌名と発行出版社名、ウェブサイト名、同人誌名等)を、記載してください(未発表の場合を除く)。現在も連載中の場合は「連載中」に○をつけてください。

掲載期間： 年 月 日 ～ 年 月 日・連載中	掲載媒体名 () 発行出版社名 ()
試し読みサイト： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※ありの場合 URL []	